

県境部における汚染地下水流入防止対策

1 県境部地下水実態調査の結果（本県の見解）

平成 24 年 6 月に青森・岩手両県共同で実施した県境部地下水実態調査の結果、青森県側 2 か所で汚染物質(1,4-ジオキサン)が環境基準を超過して検出されるとともに、本県検出箇所地下水上流側にあたる岩手県現場の 2 か所でも汚染物質が環境基準を超過して検出された。

このことに、これまで分かっている知見（①平成 14 年度合同検討委員会で認定された岩手県側現場から青森県側現場への地下水の流れに係る知見、②平成 23 年度に地下水上流にある岩手県側現場 A 地区で掘削を行った直後に、地下水下流の青森県側現場ア-25-2 で地下水の電気伝導度が急上昇した事象）を勘案すると、岩手県から本県に汚染物質を含む地下水が流入していると考えられる。

2 調査結果に基づく両県協議内容

(1) 同年 7 月 11 日に青森・岩手両県で協議を行い、本県の見解(上記 1)を岩手県に伝えるとともに、地下水流入を防止する措置を講じるよう求めた。

これに対し、他の要因も検討する必要があるとする一方で、本県への地下水流入防止対策として鋼矢板による遮水対策も含めて協議を行う旨、岩手県環境生活部長から同年 8 月 17 日付けで文書回答(前回協議会で報告済み)があった。

また、その後も協議を行った結果、次の事項を両県で確認した。

○県境不法投棄現場の県境部の北側(鋼矢板未設置部)について

① 岩手県側現場 A 地区で 1,4-ジオキサンが検出されており、詳細な挙動は不明であるが、青森県側現場へ汚染された地下水が流入していると考えられること。

② 青森県側（ア-25-2 及び H15-1）で 1,4-ジオキサンが環境基準を超えて検出されている原因をすべて特定するのは難しいが、①のとおり青森県側現場へ汚染された地下水が流入していると考えられることから、岩手県では流入防止対策として、青森県側現場への地下水流入の安全側に立ち、県境部に鋼矢板による遮水工を施工することを検討する。

(2) 上記(1)②の検討結果について、岩手県において鋼矢板による流入防止対策を行うこととした旨、同年 11 月 9 日に本県に連絡があった。

3 今後の方針

今後、岩手県と鋼矢板の設置について具体的な協議を進めていくこととしている。